

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和元年11月8日(金)午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員(12名)農地利用最適化推進委員(4名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	欠 席	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員(1名)9番 上田美加子 推進委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第18条第6項について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第6項規定による農用地利用集積計画について通知の件

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 生産緑地の主たる従事者証明

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 ただ今から11月の定例委員会を開催致します。

本日の出席委員は、農業委員13名全委員が出席して頂いておりますので総会は成立していることをご報告致します。

また、推進委員4名全員出席して頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議ないようですので、本日の議事録署名委員に、10番、前田委員さんと11番藤岡委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。

続いて、議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致しますが、弓場委員さんが申請人となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案審議終了後に入室して頂きます。

(弓場委員 退室)

事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件をご説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、贈与による所有権の移転でございます。

番号1番、申請地、大字吉井□□□番(畑) □□□㎡、大字吉井□□□番1(田) □□□㎡、譲受人、大字吉井、□□□□(持分1/3) □□□□□(持分1/3) □□□□(持分1/3) 譲渡人、大字吉井、□□□□、耕作は、6,701㎡と下限面積は満たしております。場所は、菅原幼稚園の□側すぐのところでございます。

番号2番、申請地、大字田井□□□番1(田) □□□□㎡、譲受人、大字田井、□□□□(持分1/3) □□□□□(持分1/3) □□ □(持分1/3) 譲渡人、大字田井、□□□□、耕作は、□□□□㎡と下限面積は満たしております。場所は、近鉄浮孔駅より北西へ約□□□mのところでございます。

以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い、申請書等に記載された内容を審査基準の農地法第3条第2項の項目ごとに検討した結果について報告致します。

2件の申請につきまして、申請書又は申請者からの聴取に基づいて、事務局で事前に申請地の現地を確認致しましたところ、いずれの農地も畑として使用されておりました。また、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件のそれぞれの要件は、申請内容が家族内での贈与によるものであり、従前通りの耕作であり今回の権利移転後も適切な耕作と管理が行われることが見込まれますので、農地法第3条第2項各号にはいずれも該当致しないため、それぞれ許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長 なしとの声がありましたので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。
次の議題に入ります前に、弓場委員の入室をお願いします。

(弓場委員入室 着席)

それでは議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第18条第6項について通知の件についてご説明致します。

本件は、農地の耕作のための賃借権の設定の解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字大谷□□□番(田) □□□□㎡、借受人、大字大谷、□□□□承継人、□□□□、貸出人、大字大谷、□□□□、解約理由は、耕作者死亡のためでございます。以上、議第2号につきましては1件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので、ご異議がないものとして議第2号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

続いて、議第3号を議題と致しますが、この案件につきましては、本日出席いただいております吉岡推進委員さんが申請人となっている事案ですので、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(吉岡推進委員 退室)

議 長 それでは事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書は2頁、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字奥田、□□□□、利用権を設定する者、大字大谷、□□ □、利用権を設定する農地、大字奥田□□□番1(畑) □□□㎡、この農地は委員の皆様のご協力により再生した農地です。森本委員や一般の方も耕作いただいておりますが、吉岡委員さんが代表して利用権設定し借り受け頂くこととなりました。野菜を作付けしての利用で、利用期間は、市公告日翌日から令和4年8月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すものであること、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされるということから、各要件を満すものと考えます。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

- 議 長 ご質問等ないようですので、採決致します。
- それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、第2号議案につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に入ります前に吉岡推進委員の入室をお願い致します。
- (吉岡推進委員 入室)
- それでは議第4号をその他の1番を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 議第4号、その他1番、畑作転換申請承認について説明致します。
- 番号1番、申請地、大字藤森□□番1の一部(田)□□□□㎡のうち176㎡申請人、葛城市、□□□□、田から畑への変更でございます。かなり以前より畑として使用されていた部分を申請されました。以前は地目が畑であったものを国土調査により、現況の大部分が田として水稻を植えられておりましたので、地目変更されておりました。いつ頃より土を盛り畑として使用されていたか不明ではありますが、今回は正で申請されたものです。作付計画は野菜を作付、利用方途は、自家消費で、盛り土計画約60cm、自己管理にて耕作することです。場所は、青垣園より□へ約□□□mのところですか。
- 以上、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、今回更正の申請であり、農地部会調査は行っておりません。地区担当の岡本委員に、現地確認していただいておりますので岡本委員より現地の状況の説明を願います。
- 推1番 申請出されている部分は前から畑として使用されています。私が小学生頃に葛城川が氾濫し、川が切れ申請地あたりの農地に土砂が入って、地主の希望で改修するとき畑として使用したいので土をそのままにされたのではないかと思います。その頃の所有者は亡くなられており、小屋を建てたいと現所有者から相談があったので事務局と相談して土が入っているのを是正で出してもらおうということになり今回申請してもらったことになりましたが、状態変わらないので被害等もないと思います。
- 議 長 それでは、事務局並びに岡本委員より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決致します。
- それでは、議第4号、その他1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。
- 続きまして、議第4号、その他の2番について事務局より説明願います。
- 事務局 議第4号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。
- 本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の

証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、大字曾大根□□□番(田)□□□㎡、申出者、南本町、□□□□、買取り申出事由の生じた者、曾大根二丁目、□□□□、買取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和元年10月28日に事実確認調査を致しております。

本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていた事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されている事、あるいは農地が耕作出来る状況である事の確認、さらに担当委員の木下委員への照会により、以前は本人が農業に従事していたことを確認致しております。

以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議長 　何か質問ありませんか。ご質問等ないようですので採決致します。

それでは、議第4号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第3号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に、議第3号、その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　それでは、議案書3ページをお願い致します。

議第4号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。

本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出についての報告でございます。

番号1番、届出地、大字秋吉□□□番(田)□□□㎡外3筆、面積は合計で、3,245㎡、相続人、葛城市、□□□□、届出事由は、平成26年7月20日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については、1件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告とさせていただきます。

続きまして、次の報告第2号について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 　議第4号、その他の3番、専決処分の報告について、報告第2号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の自己農地の転用届出について専決処理を行ったものの事後報告でございます。なお、今回議案と致しましたのは、令和元年9月26日から10月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字大谷□□□番1(田)□□□㎡、届出人、大字大谷、□□□□、露天駐車場への転用届出でございます。

令和元年10月8日に担当の梅田委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認

し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字有井□□番4(田)□□□㎡、届出人、大字有井、□□□、露天駐車場への転用届出でございます。

令和元年10月23日に担当の奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、農地法第4条届出2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の報告第2号の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。

何かございましたら挙手をお願い致します。

議長 他にご質問などございませんか。

ないようですので、事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告とさせていただきます、報告第2号を終わります。

確認委員の梅田委員さん、奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 ないようでしたら、委員会の前に農政部会を開催しました。部会長よりその報告等をお願いいたします。

部会長 昨年4地区に分かれ意見交換会を開かせていただきましたが、今年はどうするかという話を農政部会でさせていただいたところ、4ブロックの中でも地域により現状が違っているので話しを進めにくいこともあり、今年度は事務局からの提案で「人・農地プラン」の見直しや作成しなければならない地域の農家支部の集まりに寄せてもらうことで意見をひろって行くと言う進め方をしようということになりました。「人・農地プラン」をすすめる地域は、陵西と天満で行いたいと思います。まずは支部でそのような集まりはあるのか、なかったら集まってもらうことはできるのかを担当地区でひろいあげて進めていくことになりましたのでご協力よろしくお願ひします。

議長 ただいま農政部会長より報告ありましたが、それに対して質問等ございませんか。ないようでしたら、これで11月の定例委員会を終わります。委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 今村平治郎

署名委員 前田全計

署名委員 藤岡秀信